

反障害通信

18. 6. 20

70号

「障害者運動」が突き出したこと―「国際障害者年」のスローガンから

「障害者が生きやすい社会は、みんなが生きやすい社会である」

これにはいろんなバージョンがあります。

「障害者の住みやすい街はみんなが住みやすい街である」

「障害者が暮らしやすい社会はみんなが暮らしやすい社会である」

そのまま実感できるスローガンです。

もうひとつ有名なスローガン

「一部の人を排除して成り立つ社会は弱くてもろい社会である」

「弱くてもろい」ということばには色んな注釈が必要になります。そもそも「弱者―強者」という立場性があること自体がおかしいと言えます。むしろ「弱者」というところで開き直る、ということもありかな、という思いもあります。「もろい」も、同じです。そもそもひとは「もろい」ものだから、助け合うところで社会を形成してきたとも言い得るでしょう―いろいろ誤解を生みそうでもあるので、わたしはこれを

「一部のひとを排除して成り立つ社会は、他の多くのひとにとっても抑圧的な社会であり、その抑圧や排除は分断の中で順繰りの更なる排除を生み出していく」とちょっと長めのスローガンにしてみました。もっと簡潔に表現できないかといろいろ考えているのですが―

わたしは「言語障害者」と規定される立場で、コミュニケーション障害の共通性ということで、将来共に「障害者運動」を担うためにコミュニケーション手段を獲得したいと手話を学び始めました。一方で政治的活動では、わたしはいつも遅れて来たひとなのですが、フクシマ原発事故の後に、ちゃんと反対運動をしてこなかったことの反省も含めて、原発再稼働の動きに対して抗議行動を始めました。そして、国会前の抗議行動とリンクし、戦争法反対、共謀罪反対、TPP反対、沖縄新基地反対とか、もろもろのテーマにもリンクしていきました。その中で、その抗議行動のスタイルが聞こえないひとがいるということ想定していないということに疑問を持ち続けていました。で、ここはというところにこちらから頼み込んで手話をつける作業を始めました。わたしの運動のセンスのなさがあるのですが、当初手話をつける場所を広げて行くというもくろみが全然進みません。そもそもは公的な手話通訳の派遣制度の問題があります。政治的なこと、宗教的なことに派遣しないという規定があるのです。参政権や宗教の自由は保障されているはずですが、なぜ、そんな規定があるのか分かりません。勿論、派遣に行くひとの政治的宗教的信条の問題もあります。このあたりは、たとえば、チケット制度のようなことを創り、一緒に活動している仲間のひとを指定する、それ以前の仲間内で手話通訳者を育てるなどの色んな方策が考えられるのですが、そもそも根本的な情報・コミュニケーション保障という考えが、手話

を必要とする当事者や情報・コミュニケーション障害を直接的に被っている人たち以外のひとたちや、政治的活動をしているひとたちに欠落しているのです。

最近、国会で森友・加計問題、自衛隊日報とかで、文書破棄・隠蔽・改ざん問題が出て来ています。うそとごまかしの答弁が続いています。国会の議事録の改ざん問題もあります。うそとごまかしに練り固められた、隠蔽されたままの国会答弁や資料を基に議論が進み、そして、それを下に投票行動もしていたのです。「民主主義の危機的状況」です。「国民」全体が、「情報・コミュニケーション障害者」になっていったのです。まさに、「一部のひとを排除して成り立つ社会は、他の多くのひとにとっても抑圧的な社会であり、その抑圧や排除は分断の中で順繰りの更なる排除を生み出していく」という状態なのです。それらの状況への批判の意味も込めて、「継続は力なり」という思いの中で、なんとか続けています。もっといろいろな方策を考えていきたいとも思っています。

(み)

(『反障害原論』への補説的断章(27)としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 70号」アップ(18/6/20)
- ◆ホームページのプロバイダーがサービスを停止することになり、ホームページをリニューアルしました。その中で、いくらか整理して、アクセスしやすくしています。ただ、再度共同作業の提起をされていて、どうもまた破産しつつあるので、また大幅リニューアルが必要になるようです。
- ◆「反差別資料室 C」の整理を少しずつしています。これまでの「通信」の原稿をジャンル別にまとめているので、参考にしてください。また文献の整理もこちらの方でやろうと思っていますが、ちょっと本格的にやり始めるのには時間がかかりそうです。
- ◆「たわしの対話を求めて」というブログは読書メモ・映像鑑賞メモに純化しています。

読書メモ

今回は、全日ろう連の機関紙に載った「日本手話言語法」を巡る小中論文を読んで、以前の「ろう文化宣言」を巡る議論を想起し、それが全然深化していない現実に愕然としました。で、急遽その論文へのコメントを書き、そもそもそれがどのようなところから来ているのかを押さえるために、積ん読していた全日ろう連で論客として知られる高田さんの本も読みました。これは、この号の巻末の論攷につながっています。

後は、『資本論』学習の継続で廣松シェーレの日山さんの本、前回の熊野さんの本で紹介されていた雑誌の読書メモにつながりました。で、一休み的に以前から気になっている中国の動向を押さえるために、新書を1冊。そして、熊野さん、日山さんと続く流れで、廣松理論について若手の研究者渡辺さんの本と進みました。

・小中 栄一（一般財団法人全日本ろうあ連盟副理事長）「「日本語と日本手話 — 相克の歴史と共生に向けて —」に対して」2018

「「立法と調査」掲載「日本語と日本手話 — 相克の歴史と共生に向けて —」に対して当連盟の反論レポート」として全日本ろうあ連盟（以下「全日ろう連」と略させていただきます）のホームページに2018年3月23日付けで掲載されたようです。それを機関紙「聴力障害新聞」の2018年4月号に掲載しています。資料として山内一宏（参議院第三特別調査室）「日本語と日本手話—相克の歴史と共生に向けて」（参議院事務局企画調査室編集・発行「立法と調査2017.3」所収）2017）が付いていたのですが、註を省略し、資料として掲載の承諾をとらないで載せたということを謝罪し、「聴力障害新聞」の2018年5月号に資料も含めて再掲載しました。ここで、押さえておかなければならないのは、この作業は全日ろう連の手話言語法と情報コミュニケーション法の制定運動の中で議論的深化としてなされていることで、実際、この署名論文が出たあとに、全日ろう連のホームページに掲載されていた「手話言語法」の法案も改正されています。

最初に山内さんの論文に対するコメントから始めたいのですが、これは「ろう文化宣言」に共鳴する流れでの文なので、一応わたしも共鳴している立場、大枠賛同しています。こまかいところでの違う見解があり、また基本的な肝心なところで押さえそこなっているとわたしがとらえることがあり、それに関しては、最後に書き置きたいと思っています。

山内さんの論文はよくまとまっていて、これが今全日ろう連が進めている「手話言語法」や「情報コミュニケーション法」制定要求の基調になるような、それを後押しするような論文です。で、小中論文は、「手話はひとつ」路線を出しているのですが、よくわかりません。わたしは不勉強だったのですが、どうも、小中さんの書いている文を読んでいると、全日ろう連はずっと「手話はひとつ」ということで進めてきたようなのです。それは、この文を読んだ後に、その源流を探ろうとして読んだ高田さんの本の中にも、同じ文があり、また日弁連に出された、ろう教育を巡る人権救済の申し立てに対して全日ろう連から出された批判の文にも同じことが書かれています。むしろその運動や通訳の現場に混乱を持ち込むのではないかと思っていました。

全日ろう連が出している、「日本手話言語法案」の条文に

（定義）

第2条

この法律において、「日本手話言語」とは、日本のろう者が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

とありました。

この案文に「独自の言語体系を有する言語」とあります。「障害者権利条約」や「改正障害者基本法」には手話は言語であるという規定が為されていて、この案のポイントはこの「独自の言語体系を有する言語」だと思っていました。この文案を出すためには、音声言語—書記言語に合わせて手話をする、従って「独自の言語」と言えなくなる「日本語対応手話」と日本手話を区別する必要が出て来ます。このあたりの議論はどうなっていくのだ

ろうと考え込んでいました。

さて、そもそも1995年に出された木村晴美／市田泰弘「ろう文化宣言 言語的少数者としてのろう者」(『現代思想 1995.3vol.23-03 特集サイド』所収)は現在の到手話と言われていることには日本手話と手指日本語とふたつがあると押さえました。そこで、手指日本語と言われていることには、その使用者たちの反発の立場に鑑み「日本語対应手話」という言い方が一般的になっているようです。小中論文の「手話はひとつ」路線でいくと、現実的にろう者自身も対应手話使用者に対してコミュニケーションをとろうとするときに、切り替えをします。もし、手話がひとつ路線で行くとそんな切り替えは必要がない、もしくは、どちらかに統一することになります。そもそも手話通訳者も、二つか三つかの使い分けができないと、たとえば東京都の登録の試験に合格しないとなっています。「手話はひとつ」路線というのは、手話通訳者の世界にも混乱をもたらすのではないかと思います。そして、先に引用した「(定義)」でいくと、日本語対应手話は「独自の言語体系」をもってはいないので、「手話はひとつ」路線を堅持するなら、「日本語対应手話」を「日本手話言語」から外すか、「独自の体系をもつ」というところを「独自の体系をもつこともある」という条文に変えることが必要になります。

全日ろう連は「聴覚障害者」の組織をひとつで維持しようという方向性をもっていることで、「手話はひとつ」路線を出しているのかもしれませんが。「ろうあ連盟」という「ろう者」という看板を掲げつつも、実際には、「中途失聴者」や「難聴者」も含んで活動している(今回の署名論文の著者も「中途失聴者」のようです)、むしろ「地域のろう協会の会長さんは「中途失聴者」や「難聴者」が多い」と言われている状況があるので、手話の違いで分裂を避けるためにも、「手話はひとつ」の路線になっているのかもしれませんが。実は、「中途失聴者・難聴者」が別の団体を形成している現実もあります。

さて、最初にもっとも基本的な問題で、両論文とも混乱しているのではないかという問題を提起したいと思います。それは、日本手話と日本語という並列させた表記の問題です。

これはきちんと論を立てるときには、日本手話と日本語(日本音声言語)と書かれます。厳密な書き方だと、日本手話と日本音声言語—日本書記言語となります。「日本語なり、日本国語には、日本手話と日本音声言語—日本書記言語がある」という言い方になります。実は手話で、日本手話的には、別の言い方をすると、ろう者的には、「日本語」は<日本><話す>と表しています。「日本国語」なり「日本語」というときの手話は、<日本><言葉>になっています。手話の世界ではきちんと区別ができていますが、それを日本書記言語に翻訳するときちゃんと区別する表現になっていないので、混乱がおきてきます。日本語(日本音声言語)という書き方も省略形なので、これは「日本語」=日本音声言語—書記言語と略した言い方にすれば、問題がはっきりします。なぜ、こんなことを書いているかと言えば、そもそもどの国でも、ろう者のコミュニティが成立し手話という言語が成立している国においては、2言語(以上)国家で、民族問題に照らし、民主主義を標榜する国家においては、言語保障をしなければならないという理解があります。(「世界人権宣言」「国際人権規約」にそのようなことが書かれています)。今回の手話言語法の制定運動も、「障害者権利条約」の「手話は言語である」という規定に照らしながら、言語保障を現実的に獲得するための動きになっています。

もうひとつ、手話言語ということばの意味がわかりません。たとえば、英語とか言う場合に、英語言語とかいうのでしょうか。「手話は言語である」ということを強調するために、そういう言い方をしているのだと思いますが、重ねると、言語言語という意味になり、不自然です。正式な法案名では、文的になっていくのですが、短く法案名を表すために「手話言語」という言い方にしたいのなら「手話＝言語法」とすればいいだけではないでしょうか？

さて、小中さんが書かれている内容に具体的に対話を試みます。

「手話はひとつの言語」論について書かれていることにいくつか疑問があります。

「全日本ろうあ連盟は、「手話」をひとつの言語と主張しています。山内氏は連盟が「日本手話と日本語対应手話の融合」、「日本手話を日本語対应手話に、あるいは日本語に同化させる方向の試み」であると記述していますが、全くの間違いです。連盟がそのようなことを述べている事実は一切ありません」

確かに、そのような書き方はしていません。しかし、「ひとつの手話」という言い方をしてしまうと、実際にどうなるのかという問題です。

「「手話はひとつの言語」というのは、「日本手話」という言葉も「日本語対应手話」という言葉もわざわざ用いる必要もなく、また優劣をつけることなく、一人ひとりが自由に使っていることを象徴するフレーズであって、連盟は「日本手話」と「日本語対应手話」をことさら人為的に区別して、その融合を目指すとか、「日本語対应手話」に同化させる方向の試みということは全くしていません。」

人為的に区別するとかいう問題ではなく、現実的に区別されています。両者の間で切り替えが起きる、またコミュニケーションがとれないという事態が起きています。

さて「優劣をつけることなく」と書いていますが、次の文は優劣を付けています。

「連盟は成人してから手話を学ぶ人たちの手話表現について、英語力が不足しているのと同じように、手話が流ちょうでないと思っているだけであり、ことさら「日本語対应手話」という言葉を使うことはしていません。」

これは「不足」とか「流ちょうでない」とかいうことではありません。対应手話でも流ちょうな話し手はいます。日本手話から見るとわかりにくい手話になるし、逆に日本手話に合わせて声を出しているときは、わかりにくい音声語になります。

優劣は次の文にもあらわれています。

「今や手話を学んでいる聞こえる人たち、難聴・中途失聴者は、ろう者とコミュニケーションしやすいように手話の上達に努めている状況にあります。」

誤解があるようですが、日本語対应手話のままでいるひともいます。そもそも言語体系が違うのではないのでしょうか？

「連盟の理事が日本語のような手話を使うのは、そのような話し方を上位にしているのではなく、法律、福祉、運動などに関わる専門的な日本語を多く使う関係で、手話に置き換えることが難しい日本語をそのままに手話で表現することがあるからです。」

「そのままに手話」という意味がわかりません。いわゆる漢字対应手話のことでしょうか？ これは単語レベルの話で、日本手話の単語として仮に繰り返すことは可能で、対应手話と日本手話の区別の問題ではありません。こんなことを書くこと自体が、逆に対应手

話と日本手話を区別だてしているのではないのでしょうか？

「1990年代まで、日本語対应手話が正しい手話とされ、日本手話より社会的上位に位置づけられ」と山内氏が述べている事実はありません。」

これは木村晴美さんが著書で書いていることです。それが彼女の特異的体験で他のろう者に当てはまらないということなのではないのでしょうか？

わたしは差別の問題一般に照らして、こういうことは手話が言語として認められない中でしばしば起きていたし、起きることだと思います。

「同時法手話はいわゆる「日本語対应手話」として一部のろう学校で教えられたことはありますが、ろう者に普及することはありませんでした。」

「同時法手話」というのは栃木ろう学校で始まったと言われる「同時法」を指すのでしょうか、それともシムコムと言われていること一般をさしているのでしょうか？

栃木ろう学校の同時法は「対应手話」のひとつだと思いますが、イコールではないと思います。

対应手話は聴者と「難聴者」の間にそれなりに広まったというより、むしろ手話講習会で広まっていて、手話講習会を卒業しただけでは日本手話が身につけていない、別のところに通うという事態も起きています。

さて、「日本語的な英語表現をする人もいます。」というようなことが書かれていますが、そんなひとをわたしはほとんど見ません。なぜ、手話では日本語的な手話、これが対应手話ということですが、広まったのでしょうか？ わたしは聴覚口話法に支配されていたろう教育の影響で、それが手話講習会やサークルで聴者が講師や役員の的に手話指導するのに、シムコムで教えたので、対应手話的なことが広がっていったのでしょうか？ 日本手話話者のろう者が日本手話を教えたならば、こんなシムコムのことは広がっていかなかったと思います。

著者はむしろ日本手話に好意的で、そちらの方に手話を統一しようという意図がとらえられます。ですが、そもそも「ろう文化宣言」が、なぜ対应手話を「手指日本語」とまで論断批判し、日本手話と区別したのかを押さえ直す必要があるのだと思います。「手話はひとつ」とすると、優劣をつけることになり、聴覚口話法と手話が共存すると、シムコムの的な手話、対応的な手話になってしまいます。

それに、手話言語法の定義に「独自の言語体系を有する言語」という規定に、「対应手話」は合わないが故に、対应手話—シムコムの的なところの手話では、そもそも制定運動に混乱をもたらすのではないのでしょうか？

シムコムや日本語対应手話は聴覚口話法の影響下で、またトータルコミュニケーションをもちいる難聴者や中途失聴者の間で用いられる、そしてシムコムによる聴者への手話教育により、日本手話の手話語彙を用いるコミュニケーション方法なのではないのでしょうか？ コミュニケーション手段はそれぞれのひとが自分で決めていくことですが、対应手話では手話に対する「誇り」ということが希薄になるし、自らの立場があいまいになっていくのではないのでしょうか？

「ろう文化宣言」が出されてもうすぐ四半世紀になります。改めて、その論の深化とその宣言グループと手話＝言語法を担われている全日ろう連との対話を進められることを願

ってやみません。

この署名論文が出され、わたしがこの文章を書いている間に、全日ろう連から「手話言語法」の改正案が出て来ました。「手話」というところを「手話言語」というところで統一するという趣旨の改訂ですが、すでに書いたように、もう少し議論の深化が必要になっていると思っています。

(付記)

山内一宏(参議院第三特別調査室)「日本語と日本手話—相克の歴史と共生に向けて」(参議院事務局企画調査室編集・発行「立法と調査2017.3」所収) 2017) へのコメント

基本的に共鳴できるのですが、いくつかの疑問点を出してみます。

まずひとつは、日本手話と日本語という並列です。これは本文に書いたもので、それを参照してください。

二つ目、「実はそれらは「日本語対応手話」であり、ろう者が使ってきた言語としての手話と全く別物である。日本語対応手話とは文字通り日本語であり、音声を媒介とせずジェスチャーをもってコミュニケーションしようとする人工言語である」という文があります。対応手話は、手話の単語をならべていますが、勿論それは手話単語でジェスチャーではないのではないのでしょうか？ 人工言語という言い方にも違和を感じます。聴覚口話法の影響下で、音声語と手話を一緒に表すというシムコム的なことが広まっていったのであって、栃木のような同時法やキュードスピーチ(これは手話とは区別されると思いますが)は人工言語と言えらると思いますが、シムコムや対応手話を人工言語というのは、違うのだと思います。むしろ、一時案が出されていた漢字対応手話、それに基づく手話単語辞書作りが、人工言語と言われていることで、このことばを使うとすると、日本手話研究所で進めている、上からの「新しい手話」つくりと普及ということ事態への批判が必要になるのだと思います。

三つ目、「音声聞こえない人を「聴覚障害者」、その逆を「健聴者」と呼ぶこともあるが、音声聞こえない人は自らを障害者と認識しておらず、ろう者と定義している。それゆえ、本稿も以下、「ろう者」「聴者」と記すこととする。」とあります。そもそも、ろう文化宣言で「ろう者とは手話を第一言語にするひとたち」という規定を突き出しました。その突き出し方には、医学・生物学モデルの批判という内容もあったのですが、その後、講演会や文などでも、ほんとのろう者はデフファミリーだけだということをやったり、そして5年後に出された「ろう文化宣言以後」という文の中で、医学・生物学モデル批判をあいまいにしてみました。

四つ目、「手話には未来形はない」ということですが、これは未来は日にちを直接表すので、未来形は必要ではないということもあるのですが、NMMの「かな？」でも表現することがあるのではと思うのですが、どうなのでしょう？

五つ目、「しかし、日本手話と日本語対応手話との並立については、同連盟は「ひとつの手話路線」を堅持し、両者の融合を目指している。しかもそれは「二つの手話を足して二で割るのではなく、ろう者の手話「日本手話」を、日本語対応手話に、あるいは日本語に同化させる方向への試みでもあった」。第3節で紹介した日本弁護士連合会に対する「人

権救済の申し立て」に対して、同連盟は申し立てが日本手話と日本語対应手話を峻別し、ろう社会を分裂させるものと反対を表明するなど日本手話に対して冷淡な反応を示している。」→論理飛躍、「冷淡」というより、「手話はひとつ」という論理から陥った混乱では？

たわしの読書メモ・・ブログ 440

・高田英一『手話からみた言語の起源 (手話の秘密シリーズ 1)』文理閣 2013

この本は、何ヶ月か前に本屋の店頭でみつけ、購入していた本です。読みかけの本があり、しばらく読めないでいたのですが、前ブログでメモを残した全日ろう連の機関紙に載った論文を読んで、全日ろう連の方針はどうなっているのかと、以前理事長を務められ、論客としてしられる高田さんの手話に対する考えを知りたいと、急遽、読書計画の中に挟み込み読みました。

本のタイトルは、「手話からみた言語の起源」です。ですが、それは後半で、しかも言語の起源はそもそもはっきりしない、言語の起源については、国際言語学会のフランス・パリ1866年「言語起源論文の提出禁止」の決議があるくらい、そもそもどこまで起源そのものを突き詰めうるのか、というところで、議論が成立しにくいことです。ただ、わたしにとって、廣松さんの言語の認識論的とらえ返しの中で、異化と命名判断とのとらえ返しのようところで、禁欲的にでも語っていくことはあるかなと思っています。

動物などのシグナル的な音の発声から発生していくひとの音声言語と、身振りのなところから発生するジェスチャー的ななところ、「これは〇〇だ」という命名判断における、指さしが果たす役割のようところでの手話の発生と、書記言語の発生がヒエログリフのような絵画的なところからの文字の発生と、どれが先かということはほんとに分かからないのです。以前、わたしも感覚的に、音声言語より、身振り言語が先行したのではないかというようなことを書いたりしていたのですが、ますます分からなくなっています。ただ、そのような言語の発生問題から、どちらの言語が優れているのかという議論は間違えているわけで、そのことは押さえておく必要があるのでは、ということでもとめることではないかと思うのです。

第2部に入っている言語の起源ということは、抜き書きのところでもメモを残し、最初の第1部の手話についての論攷についての、わたしが思い浮かぶことを巡って対話したいと思います。

まず一点目は、「手話はひとつ」という主張です。

これは、著者には全日ろう連の理事長を担っていた立場があったので、ひとつの団体として維持していくために、「手話がひとつ」という主張も必要だったのではないかという憶測があります。なぜ、そんな主張が可能か分からないのです。もし手話がひとつなら、ろう者がろう者仲間と話すときの手話と「中途失聴者・難聴者」へ、そして聴者へ話すときの手話が違う、手話の切り替えをするという事態が説明できません。切り替えるのは、違いがあるからです。

二点目は、シムコム習達というような話が出ています。それで、二つのシムコムとい

う話が出ています。一般的にシムコムというと、「中途失聴者・難聴者」や聴者が声を出しながら手話をしているということですが、この場合には大抵手話が、音声言語にひきずられて不完全になっています。昔、手話ニュースの聴者通訳者が、声は日本音声言語で、その音声言語に引きずられないで手話は日本手話（に近い）という表現をしているのを見ました。でも、それは原稿があって、短い表現でなしえること、日常的にはほとんど不可能なことではないかと思います。もうひとつは、ろう者が日本手話的などころに音声をつけているのですが、それは声だけを聞いているとちゃんとした音声言語になっていない、手話に音声言語の単語をつけているという、日本手話話者も補助的に口話をつけているのと同じようなことだと感じていました。どちらにしても不完全、通じにくい、疲れるコミュニケーション方法になっているのだと思います。シムコムをするとどちらかが先行する、口話の限界と同じようにシムコムの限界ということがあるのではないのでしょうか？

そして、「ひとつの手話」というとき、シムコムを手話としてとらえるひとは、独自の言語ではなく、手話は音声言語の従属言語としてとらえるか、音声言語と比べて不完全な言語としてとらえるのではないのでしょうか？ それは日本手話言語法の案の中で書かれている、「独自の言語体系」という突き出しを自ら否定することになります。

三つ目、「ろう文化宣言」が、なぜ出されたのかということを押さえ得ず、対話がきちんと為されていないことから来ている問題があります。そもそも、出した当のひとたちが、きちんと問題を整理しえていないということもあるのですが、民族問題で多民族国家における言語保障の問題に照らして、言語保障を求める運動につなげていくことで、今日の手話言語法の先取りの動きだったのだと思います。その動きときちんと対話し、その時点で動き出す事ではなかったかと思えます（「ろう文化宣言」についての現在のとらえ返しは、別の論攷でくわしく書きます）。これは「手話はひとつ」という主張ともつながっています。

「ろう文化宣言」は日本語対応手話を手指日本語として手話ではないとしました。別の位相から出ているのですが、全日ろう連の「手話はひとつ」というところの主張には、それに通じることがあります。ですが、そもそも問題がきちんと整理されていません。「ろう文化宣言」の現在のとらえ返しと深化から、きちんと整理していかないと、そもそも手話概念自体があいまいなままでは、手話言語法の要求運動など進み得ません。

四つ目、著者は新しい手話創りをしている日本手話研究所の所長を務めているひとです。その著者の説明だと、そもそも語彙が少ないから増やすというところで、新しい手話創りが始まっています。よく分からないのです。わたしが以前聞いた話では、官公庁で手話通訳の保障の要求の話をしていると、とりわけ選挙関係の通訳の保障の話でしょうが、語彙が少ないから正確な通訳ができないということで、要求が通らないということがあり、語彙を増やすために新しい手話創りを始めたということがあったという話を手話学習の過程で聞いたことがあります。語彙があまりにも少ないと言語として成立しないのですが、言語として成立したところでは、そもそも言語論的に言語の優劣は語れないという定説があります。語彙が少ないというところで、言語として劣っていると、対等な言語として認めないとかいう発想が役人たちにあったのではないのでしょうか？ そもそも語彙が少ないということがあったとしても、そもそも言語保障がなされないところで、生活が広がって行かないということで、では言語保障を先にやりましょうということのはずです。本末転

倒なのです。そのことを徹底的に批判することだったのではないかと思うのです。たぶん、したのだと思いますが、役人たちはのりくらしと話を回すので、現実はどうするのかというところで、どう考えてもおかしなことを始めたのでしょうか？ 著者も書いているようにそんなことをやっているところは外にないのです。国際手話創りも、著者自身が自然に任せるとして進んでいると書いています。

この数の論理は、「ろう文化宣言」が「手話という少数使用言語」とかわざわざ書いていることにもあらわれています。これは差別のマイノリティ理論に陥っています。差別される理由として数の問題が出されますが、それは現在社会の法体系の基本的人権ということに照らしてもおかしいのです。少なくとも、ろうコミュニティが成立している国においては、2言語以上国家なわけで、そこでは、ひとりの聴者とひとりのろう者が対等な情報・コミュニケーション保障がなされねばなりません。それが「基本的人権」ということです。人数が少ないから保障をしないということは、「基本的人権」の考えに反するのです。

このあたりが手話言語法の基本的理念になるはずです。

新しい手話創りということ自体が、要求を出す基本的理念に矛盾する動きになっているのではないのでしょうか？ 新しい手話が創られていくとしたら、それは情報・コミュニケーション保障が為される中で生活が広がって行く中で、その現場で創られていくことではないのでしょうか？

五つ目、「手話を国際共通言語に！」ということを書いています。どうもその手話は、聴者はシムコムがいい(?)というところで、シムコムのようなのですが、その国際言語の音声言語はなんなののでしょうか？ よく分からないのです。わたしも、国際言語というときには、英語とかフランス語とかスペイン語などが侵略者の言語であったという歴史からして、手話を国際言語にと言う思いをもったことがあります。しかし、すぐに、「盲のひと」や「手が動かないひと」へ抑圧的になるという思いをもって、そのような国際言語ということ自体の抑圧性の問題を考えていました。コミュニケーションの方法の多様性ということをむしろ突き出していくことではないかと思うのです。

先に書いたのですが、今日の混乱は、「ろう文化宣言」が出された意味と意義を押さえ、その不備を押さえたところで、対話を進め深化を勝ち取っていくことではなかったかと思うのです。今、手話言語法とか情報コミュニケーション法が課題にあがっているとき、その成立のためにも、議論とその深化が必要になっていると思います。当事者性を踏み外しているという思いももちつつ、対話をもとめ、このメモを残し、別稿にて、「ろう文化宣言」の現在のとらえ返しをなしたいと思います。

さて、切り抜きのメモに入ります。

「手話が言語といえるためにはそれ相当の語彙が必要だからです。」21P・・・「それ相当」とは、どれくらいでピジンからクレオールになるのか？ 実は、上からの「新しい手話創り」というところで手話の語彙を増やすというのは、実は、手話は不完全な言語という主張に、迎合することになるのではないか？

「イラスト」は意味を表す身振りの模写です。それによって「イラスト」は、ちょうど音声語における表音文字に相当する役割を果たすことができたのです。／音声を表すのが表音文字、意味を表すのが表意文字とすれば、身振りを表す「イラスト」は手話を表す意

味です表手文字といえるでしょう。」22P・・・絵は文字とは一応区別されるのでは？ それを繋ぐ表意文字の「ヒエログリフ」があるとしても。記録という意味では、ビデオとかの問題に絡めて考えることでは？

「類人猿には意思表示の身振りはありますが、物体模写の身振りはないのです。案外見過ごされていますが、これは人間と他の動物を分かつ「身振りの」の分水嶺であり、重大な差異なのです。」26P

モデル3 図非言語コミュニケーションとしての「表情」の位置づけ？

3 個体以上の合意形成としての身振りと言語27P

「身振りで物体模写ができることは、最初の文字、表意文字である絵文字「ヒエログリフ」ができる前提になりました。もし、身振りで物体模写ができなければ「ヒエログリフ」はできなかったでしょう。／また音声で物体模写ができると仮定すれば、最初の文字はなぜ、表音文字といわなくても、音を表す文字にならなかったのでしょうか？／表意文字が表音文字に先行していたことを表しているのではないのでしょうか？」28P・・・物体模写の身振りと「ヒエログリフ」の関係と、音声と書記言語の関係をパラレルに置けるといことがよくわからないのですが、興味深い話です。そもそも書記言語のない音声言語があるので、音声言語と書記言語の関係自体の探求が必要になるのだと思います。わたしも以前、身振りの音声言語への先行性を考えたのですが、どちらが先かという議論にあまり意味がないのではと思います。そもそも、言語の優越性の議論事態が批判されることではないかと思うのです。

「現在の世界の音声言語文字はすべて表音文字に分類できます。」29-30P・・・表音文字に収束する傾向をもつというだけでは？ 漢字は表音文字に完全に移行していない、韓国語の文字はハングルに統一されたけれど、日本書記言語は漢字とひらがなが混じっている。もし表音文字に収束したなら、ひらがなだけになるのでは？

「モデル5 文字のもつ機能」33P・・・この図はよく分からないのです。イメージとそれを表出する音声と身振りということで一段分けて、音声の表音文字化と身振りから発生する表意文字化というところの分類になるのだらうけど、身振りはイラストなどの絵画化やヒエログリフとしてなっていくのでは？ 現在的には手話のビデオなどの映像化や文字としてはコンピューター言語化や書記言語化も可能となるのではと思います。書記言語化は、映像として残せるのでそれ自体としては現在的にあまり意味はないのですが、コンピューター化するのに、使えるのではと思います。それは音声そのものの書記化の問題とつながっています。

「当時（ろう教育の初期）は、身振りの発展としての手話を、ろう者に便利なコミュニケーション手段とみても、言語とみなすまでにはならなかったのです。そこに時代の限界があったのです。教育側は手話を言語として認識できず、音声語の補助手段にとどめておくことしかできなかったのです。それは残念ながら健聴者による教育の限界でした。」37P

「身振りを手話に発展させていきます。」37P・・・「発展させる」という言い方なのではないでしょうか？ 自然に発展していく、というろう者の自然言語という位置づけ 新しい手話創りという意識的発展との関係

「手話教育には理念、理論、技術が必要です。それは平成の現在でもまだ未完成で、日

本では実践された経験は、実はないのです。」38P・・・教育に完成などないのですが、こういう書き方をすると、言語として成立していないかのような誤解をうむのでは？ここでは手話が禁止され抑圧されてきた歴史を強調すること、やっと始まった手話教育といっても、聴者教員のシムコムによる教育の範囲にとどまっていて、私立明晴学園の日本手話による教育も始まったばかり、そこに保障を求めること 口話教育による支配は植民地支配による日本語の強要と平行して進んだ 国民国家の言語的統一

口話教育と手話教育の対比38-9P

「ろう者のコミュニケーション論として口話と手話を対比するなら問題なく手話に軍配が上がります。ノリテラシー論、すなわち学習論とするなら聴覚言語(音声語)か、視覚言語(手話)かを対比すべきであり、そうすればこの両者が対立関係にないこと、むしろ相互補完できることも明確担って出口も明らかになったはずでした。」39P・・・何の話か分からないのです。聞こえないひとにとって聴覚は使えない。音声言語と書記言語を区別すべきところです。ここは、音声語とセットになった書記言語の話だろうと思うのです。だから、書記言語と日本手話でバイリンガルの話がでてきます。

「手話には明治時代に「イラスト」という文字ができたので、・・・」50P・・・イラストは文字ではない、「表出方法」と書くべきところ

「単なる音声、単なる身振りを蓄積し。それらを言語に昇華させ、人類を動物から人間に飛躍させたのは文字の大きな功績です。」51P・・・この「文字」のところは「言語」に置き換えること、そうでないと文字をもたない民族は人間ではないとなる

漢字—表意文字53P・・・29-30Pと違っている

書記言語—バイリンガルの勧め54P・・・聴者も英語をほとんど習得できない、なぜ、ろう者はバイリンガルを非対称的に強要されるのか？ イギリスの『ろう文化の歴史と展望』のろう者の著者の書記言語のビデオ映像への翻訳の勧め

標準手話56P・・・創るものではなく、また強要することではなく、自然に収束することでは？

「標準手話」というのは、単語についてだけ規定するもので、文法を規定するものではありません。」56P・・・意味がつかめない、日本手話と対应手話では文法が違っているけれど、単語レベルでは標準化しえるという意味？ しかし、「保存手話」というところで現実に違っている。

「保存手話」（「日本語」（日本音声言語—日本書記言語の省略形として「日本語」と表します。日本の国語ということである日本語は、「日本語」と日本手話があるからです。以下同じ、ただし勿論、他のひとの書いた文の表記まで、それで統一しません。）にない、日本手話的な単語）への否定的論攷62-3P←「ろう者にとって社会参加こそが基本的な課題ですから、日本語と異なった手話は創られないことが自然であり望ましい方向ともいえます。」63P・・・この論理でいくと、アイヌのひとたちがアイヌ語を復興させようとするかや在日韓国・朝鮮人が朝鮮語を学ぶことも否定的にとらえられる。なぜ、民族問題を援用した「ろう文化宣言」が出されたのかという意味が全く押さえられていない。手話を学ぶということは、聴者のろう者社会への参加という意味をもっていたはず、なぜ、ろう者が一方的に聴者社会への参加を強要されなければならないのか？ そもそも差別社会への参加と

は、多かれ少なかれ差別に加担するという事になってしまう。

「新しい手話」の創作といい、手話工房という言い方は、言語を「先天的な自然の産物」と認識する言語学とはたいへん趣を異にしています。しかし、それこそ言語を神学とみなさず、言語を科学と認識する言い方だといっっては僭越でしょうか？」63P・・・神学と科学の二分法？ 「科学の名による差別と偏見」、科学批判が今必要になっている

文を読みながら手話をする事のむずかしさ65P・・・そもそもシムコムになり、日本手話的に表現するには瞬時に翻訳する必要があり、その困難さ

フォーマルな手話66P・・・結局対应手話的になっているのでは？

「できないわけではありません。」69P・・・結局どっちつかずで、どっちにしてもわかりにくい表現になっている。

「シムコムsimultaneous communication サイマルテニアス・コミュニケーション」69P・・・「違った言語を同時に話す」

「その一つに、コミュニケーション手話を正しい手話として「日本語手話」、日本語の「書き言葉」のような語順で話すフォーマルな手話を間違った「日本語対应手話」と命名、分類するろう者は手話関係者が一部にいます。」70P・・・そもそも「正しい」とか「間違っている」とかいうことではない。むしろ、「手話ではない」という言い方までしていたわけです。今の時点で、別の文法をもった言語系列という言い方になるでしょうか？ Dプロが何を言っているのかをそもそも理解できていない。

日本語手話という言い方70Pは確かに、アメリカの手話という事での日本の手話という対比よりも、むしろシムコム的な表現と区別するために突き出されている言葉です。対应手話は、いわゆるトータル・コミュニケーションということで、難聴者や中途失聴者にとって一定程度使えるコミュニケーション手段ですが、ろう者にとっても、手話をしらない聴者にとってもわかりにくい・疲れるコミュニケーション手段です。

「日本語手話」と「日本語対应手話」を対比、比較することはできず、どちらかという選択できないのに敢えて対比するのです。」71P・・・そもそも、切り替えが起きているし、比較や選択ができないとしたら、通訳できないのでは？

田上隆司さんら・『新・手話辞典』への批判71-72P・・・この辞典創りに参加しているNHK初代ニュースキャスターで、東京都聴覚文化センターに勤めていた山城さんの講演を聞いたことがあります。漢字対应手話の話をしていました。この辞典を見たとき、日本語対应手話の究極の形ともいえるこの漢字対应手話の趣旨が織り込まれていると感じました。単語を勝手に創っているという批判は、当事者主体というところからの批判はあるにせよ、日本語手話研究所にも言えることで、むしろ漢字対应手話の方が趣旨がはっきりしているのだと思います。もちろん、これは日本語手話の語彙からする破壊のようなことですが、ろう者の世界が情報・コミュニケーション保障がないところで狭くされている中で、「日本語」に対応する手話の単語がまだないとき、その場での造語として使うことはあるのではと思います。

「ろう文化宣言」の掲載72P・・・ここでは、1996年の『現代思想』臨時増刊の「ろう文化」という特集号を挙げていますが、その1年前に同じ『現代思想』の月刊誌の1995年3月のサイド特集の中で取り上げられています。

「フォーマルな手話」73P・・・？実質的に著者の主張では「対应手話」ということになっています。ろう者社会内部ではフォーマルな手話は、日本手話では？ 対应手話なりシムコムは「日本語」から独自の別の言語体系ではない手話

「シムコム」72-4P・・・二つのシムコムをあげています。どちらにしてもシムコムはわかりにくい・疲れる手話になっています。対应手話なり音声言語主導のシムコムは独自の別の言語体系ではない手話になっているのです。（ろう者の手話主導で、それに音声語を付けているのは、音声語自体が手話が分からないひとには理解できないのです。ろう者も「フォーマルな場面？」でシムコムをするときは、対应手話を使っているのではないのでしょうか？）そのことを、「ろう文化宣言」で指摘しているのですが、その意味と意義を押さえ損なっていると思えません。

「もちろん日本語に関係なくフォーマル手話だけで話す場合もあるので、この場合はシムコムとはいえません。」73P・・・声を出さないとシムコムとは言わないので、対应手話ということですか。対应手話というのは「日本語」主導のシムコムで、声を出さないと表現することもあるということなのでは？ そもそも日本手話—対应手話という区分を否定しようとするので、論攷があいまいになっていっているのでは？

「手話通訳では、講演、講義、挨拶場面では同時通訳がシムコムになりますが、手話通訳者が未熟な場合は、ろう者とは逆に日本語が先に出て手話が後からついていくような形になることもあります。これは、言語の違いはあっても、習練によって克服できる問題です。現に完璧なシムコムで話そうろう者も手話通訳者も少ないけれど、いない訳ではありません。筆者といえば、対象がろう者か、健聴者かによって手話と日本語がどっちかが先に出てしまうので習練が足りないといえるでしょう。」73P・・・同時通訳でシムコムを使うとしたら、読み取り通訳の場合ですが、そもそも読み取り通訳で声を出す場合は、通常手話はつけません。だからシムコムにはなりません。習練の問題にしているのですが、口話の限界の話の再現です。少ないというのは、そもそも難しい、限界があるということだと思うのです。対象者がろう者の場合声を出す必要はないので、シムコムではなく対应手話の話なのですが、シムコムとシムコムも含む対应手話の話がごちゃ混ぜになっているのではないのでしょうか？ たぶん、聴者文化に合わせて、謙遜で言っているのかも知れませんが、著者は自分も習練できていないことを他者に勧めるのはおかしいのではないのでしょうか？

「身振りと言声の両方を同時に、あるいは相互補完的に、統一的に用いるシムコムでのコミュニケーションが普通だったと確信できました。」74P・・・身振りは言語ではないので、身振りと言声を同時にしても、シムコムとは言えないのでは？ 欧米人は話すときに身振りとか付けるけど、その身振りは手話ではないし、シムコムをやっているとは言わない。

「場面に応じてコミュニケーション手話、フォーマル手話のどちらでも通訳スイッチを切り替えられ、シムコムのできる手話通訳者が育ちつつあるといえるでしょう。」75P・・・音声言語でもコミュニケーション—フォーマルという対比はあるとおもうのですが、どうも、フォーマルな手話とは対应手話をさしているようです。木村さんがかつては自分も自分が家族と話す日本手話をフォーマルではないと思っていた(若干表現は違っているのですが)、ということに通じることなのですが。「シムコムができる手話通訳者」ということは、原則通訳をするときにはシムコムは使わないので、ここは「シムコムができる聴者」とい

う意味だと思うのですが。ここでは、著者は日本手話をしながら、音声語もちゃんと話すということを行っているのでしょうか？ あまりにも厳しい要求で、そんなことができるひとをわたしは見たことがありません。対应手話のシムコムは、今の手話講習会を卒業しているひとは大抵できるのですが。もちろん、もれもれの対应手話ですが。フォーマルな手話とか日本語対应手話ということをごちゃごちゃにして使い分けているので意味がつかめない文になっています。

「手話の文法とは今のところ「コミュニケーション手話」中心の文法です。「フォーマル手話」は生まれたばかりなので文法を云々できる段階ではありません。／それは、日本語の「書き言葉」の文法論はあるが、「話し言葉」の文法論はこれからということと、ちょうど反対の事情です。」76P・・・「フォーマル手話」、実は対应手話は「日本語」の従属言語で、「日本語」の文法に沿っているのでは？ だから、独自の文法など生まれようがないのです。「日本語」の「話し言葉」と「書き言葉」の文法が違うという話はあるのでしょうか？ 単に変形的に使われるというだけの話で、文法は同じではないのでしょうか？

「このようなもろもろの事情を無視して(「手話はひとつ」ということを主張せんがために、違いを無視したのはむしろ著者、①手話をフォーマルとコミュニケーションということで、「日本語」のフランクさの違いに喩えてすり替え 76P②文法が違ってても言語が違うとはならないという臆断 77-8P③文法よりも語彙の問題という臆断④「日本語対应手話辞典」というべき辞書が実際に創られ語彙の違いも出て来ているのに、実用性がないと切り捨てる一わたしは対应手話を広めるなら漢字対应手話は実用性があるし、手話がない単語の仮造語には使えると思っています)「日本手話」VS「日本語対应手話」という図式を作るのは、「伝統的手話」VS「同時法手話」の単なる裏返しです。違いは前者が「日本語対应手話」を批判するのと、後者が「伝統的手話」を批判することの正反対の違いだけです。」77P・・・前者と後者という言い方がされていますが、正反対になっていません。「伝統的手話」から「同時法手話」の批判もなされているからです。

「「伝統的手話」といおうが、「日本手話」といおうが日本の手話は一つです。日本国内では単に「手話」というだけで十分です。」78P・・・問題がすり替わっています。「伝統的手話」と「日本手話」は同じ事を指しています。対比されているのは、日本手話と日本語対应手話です。日本語対应手話は手話ではないとしないと、「手話はひとつ」という主張はできないのです。それが「ろう文化宣言」のポイントだったのです。改めて「ろう文化宣言」のとらえ返しが必要になっているのです。

「見出し語を手話単語として、それに対応する手話を紹介した「手話・日本語辞典」は、今のところ試作段階の『わたしたちの手話 学習辞典』(全日本ろうあ連盟)以外にありません。」78P・・・「見出しを手形として」の意味だと思いますが、竹村茂『手話・日本語大辞典』廣済堂出版 1999 という辞典があります。

「言語とは決して自然ではなく、まさに創られていくものでした。」80P・・・言語論的な基本的理念の踏み外し

「新しい手話」に限らず、「言語」あるいは「ことば」の創作と普及は社会の合意形成が基本になるということがだんだん分かってきました。」82P・・・。そもそも、「合意形成」という問題ではない。言語は生きている場で作られること、上から下ろすということ自体

が間違えていたと総括すること。

「ここでは、国連公用語という音声語が日本語という音声語を差別している事実に注目してください。日本で音声語の世界が手話を差別していますが、それはまさに差別する者が差別することで、差別されていることを意識できない事実を示しています。差別する者は差別されるのです。」91P・・・「国連公用語」における日本語の関係から、「日本語」——日本手話の関係を押さえています。差別に関する定式として共鳴しています。この問題は、とりあえず方向はまだ総体的相対的に逆向きなのですが、日本手話と「日本語対応手話」にも言えることです

現在のWFDの方針は各国手話を平等に尊重しながらグローバルな交流によって、自然な国際手話の成長を待つことにしています。」92P・・・ろう者の自然言語としての手話としての基本的考え方。ならば、なぜ手話研究所で新しい手話創りをしているのか？

各国国名の自称主義92P

「手話に対する偏見がなくなれば、それはいつかろう者だけでなく、健聴者にも使いやすい国際言語として普及するに違いありません。しかし、そのコミュニケーションは音声語か手話かという二者択一の問題でなく、音声語と身振りを同時に、相互補完的に、統一的に使うシムコムとなるでしょう」95P・・・身振りは言語ではない。身振りとは手話は違う。そもそも、その音声語はどこの音声語、エスペラントの破産。

「手話と共に、言語とは何か、をこれから考えていきましょう。」98P・・・まずは、「ろう文化宣言」との対話から。

ここから、「第2部 言語の起源」に入ります。最初に書いたように、言語の起源の議論も必要ですが、どこまで定説ということを押さえ得るかということで、困難性があります。著者の文で、かなり切り込んでいるのですが、どこまで定説か、どこからが著者の独自の意見かということもはっきりしないこともあり、わたしは認識論的にそれなりに押さえようとしています。それは廣松渉さんの『もの・こと・ことば』勁草書房1979を出発点にしていますが、ここもわたしの不勉強なところで、たぶん、わたしの残された時間でこれ以上、深めていけないところなのです。それでも、後の学習のために、切り抜きというより、キーワード的のメモを中心にして残しておきたいと思います。

漢字の「表意—表語—表音」という位置づけ114P・・・あいまいなまま？

文字が言語としての必須条件119P・・・文字のない言語への差別、ヒエログリフの過大評価、音声言語とつながる書記言語の過大評価からシムコムへの、口話主義と類比されるシムコム主義の過大評価

音声と音声語の区別122P

自然淘汰126P・・・ダーウィン批判をくぐる必要

「狩猟民が狩猟の現場で寡黙」ということは、伊谷が言語を音声とだけ理解していたことが分かったからです。単独行動、集団行動を問わず狩猟では音を立てないことは重要ですが、集団行動では合図や指示がなければ協働による効果的な狩りはできません。」

136P・・・指さしやジェスチャーや手話の優位(スキューバダイビングにも通じる)、またNMMにも通じること

猿の音声の三つの分類とその中での著者の「ささやき」への留目137P

「非言語コミュニケーションの延長線上に無条件に言語コミュニケーションあるいは言語を据えることはできないのです。」138P・・・わたしの中では命名判断的異化の問題とリンク

「環境命名起源説」と「コミュニケーション起源説」138P

「指差し」147P・・・言語の発生における命名判断における指さしの重要性

指差し157-8P

オノマトペ理論158P・・・ただし、言語・文化圏でオノマトペは違う

「音声と身振りを同時に使うシムコム」181P・・・繰り返しですが、シムコムは二つの言語の同時使用で、身振りは言語ではないから、そこにシムコムはない。著者は言語の発生の前の音声と身振りの話をしているのかもしれませんが、そこにシムコムという概念を持ち出すのはおかしい。

「交換も最初は共同体内部で普及し、それが共同体間の交換に発展します。」185P・・・交換は共同体間から始まるという説があります。

ヒエログリフの造語と手話の造語の対比206P・・・その違いについて書いているのですが、著者の中にはヒエログリフは意図的に創ったというところから、手話の意図的造語もという考えがあるようですが、言語を生み出すためのヒエログリフと言語として成立している中での手話の造語の位相はちがうのではないのでしょうか？

「ヒエログリフという文字の助けによって初めてイメージを表すヒエログリフ、それに音声、身振りをセットにしたヒエログリフ言語が人々の間に普及していったのです。」

206P・・・???意味不明

「可能性が強いのはコミュニケーション場面の「話し言葉」では身振りの表現で区別したということです。音韻が同じでも身振りを加えれば明確に区別できます。」208P・・・手話に口話をつけるイメージ、しかし音韻で区別すればいいだけでは???

「これまでの言語観は逆立ちしていたのです。」212P・・・文字の音声言語への先行性の主張 文字のない言語の存在をどうとらえるのか？ なぜ、手話と書記言語でバイリンガルになりえるのか？

「21世紀現在の本格的な言語工学の現場は、私の知る限りでは世界でただ1カ所、「新しい手話」を創作する日本の全国手話研修センター・日本手話研究所だけではないかと思えます。」213P・・・言語論的におかしなことをする団体は他にはないというだけなのでは？

手話を意図的に創り、広がり定着するかを自然選択に任せるという主張216P・・・日本手話はろう者の自然言語、生活が広がる中で現場で手話は創られていく、意図的に創ったものを「上」から下ろして自然に任せるという論理は成り立たない、そもそも現場に混乱を起こしているだけではないか？

「だから、表意文字としてのヒエログリフは表音文字へのほんの一步でした。ヒエログリフは表音文字の起源でした。」218P・・・表音文字と表意文字は創られ方の系譜が違うのでは？ 表意文字はヒエログリフからエクリチュールとして 表音文字は音声語のパロールから。

シャンポリオンも音声と音声語を混同していた222P

「音声語が周囲にない段階では、人は生まれてまもなく自然に音声語を獲得することは

決してありません。」 223P

「音声と身振りのシムコム」 224P・・・ここにも

「そこで、容易に発音でき、かつ識別できる音声は何かという議論、研究になっただけに違いありません。」 229P・・・発音しやすいように、弁別できるように自然に変化していくことで、議論、研究して創られる者ではない。我田引水。

「手話「イラスト」の「ライオン」は、身振りを表していますが、イメージと音声は隠されています。」 232P・・・身振りではなく言語として成立している手話の語彙の手の動きイメージは「イラスト」として表されている。

「例えば文字を持たない民族がそうですが、彼らの祖先は必ず文字をもっていたのです。」 244P・・・臆断？

第3部座談会 出席 本名信行 大杉豊 高田英一

本名「「部分で全体を表す」、あるいは「全体を部分で表す」こと、すなわち代用すること」 296P

本名「「指差し」を言語の起源とは結び付けられません。」 296P

本名「身振りと音声はほぼ同時に発生」 297P

高田「語彙がだんだん増えていく」本名「1つ1つことばが作られていったということではない。・・・同時的」 298-9P

本名「ろう学校が手話の始まりではない」 300P

たわしの読書メモ・・・ブログ 441

・日山紀彦『「抽象的人間労働論」の哲学—二一世紀・マルクス可能性の地平』お茶の水書房 2006

つい最近読んだ熊野純彦さんの本で紹介していた本で、ずっと前に買って積ん読していた本を引っ張り出しました。

ブログ410でこの著者の本を取り上げています。廣松シェーレで注目すべきひとりです。この本は『資本論』を物象化という視点で読み解いていて、とりわけ「抽象的人間労働」というところに焦点を絞った論攷、価値形態論の第三形態の転倒を再転倒させながら、物象化の核心たる、実体主義批判—関係の一次性というところから、廻り途といわれることを読み解いています。廣松理論をこの「抽象的人間労働」というところで、継承・あらたな展開をしようという試みです。本人も書いているのですが、かなり重複する論攷が多く、繰り返しになるので、そこが強調になるので、理解を助けるのですが、読みづらくなっている面もあります。全体を押さえて再読すると、もう少し頭にきちんと入っていくことで、再読を期したいのですが、読書計画的に考えるととても無理なので、もやもやしたものを抱えてしまいました。それでも、すごい本で、『資本論』学習に、物象化論研究に読んでおいて欲しい本です。

とりあえず、いつものように切り抜きメモを残そうと思いますが、かなり長文の切り抜きになってしまいますので、とりあえず、事後学習のために、そして他の本を読んだときの、参考として再読するために、キーワード的なメモだけにします。パソコンのツール利用で

す。残された時間があれば、廣松さんの本を再読し、三角の対話をしていきたいとの思いが膨らんでいます。

メモに入ります。

マルクスの思想に対する3つの立場4-5P

科学主義——人間主義の相克6P

「価値論」の復権8P

「<価値>およびその実体としての<抽象的人間労働>とは、自然的ないしは物的実在態ではない。廣松用語を借用していえば、それらは社会的形象態としての価値的意義態もしくは意義的価値態としての社会的物象態である。」9P

「マルクスの『経済学批判』とは、なによりも経済学という枠組みそれ自体の批判＝解体」吉田憲夫25P

「経済科学的な想定によって立つ視座の地平と論理への批判が含意されているのである。」25P

ヴォルフシュテッター33P

「<価値>カテゴリー不要論」34P・・・マルクスの学が経済学批判であることを押さえていないところから出てくる物象化ということ 科学主義批判

関係を明らかにする 物と物との関係——物象化35P

関係として押さえられていない35P

この書は核心的提起36P

「概念的に把握する」37P

「彼らの暗黙の理論的枠組み＝パラダイム」37P

マルクスの<批判>37-8P

ゲマインヴェーゼンGemeinwesen48P

ゲマインヴェーゼン形態構図式48P

ゲマインヴェーゼンに定位した<依存関係三段階構図>49P

田畑アソシエーション論52P

田畑4領域52P

「形相主義に対する質料主義という意味での「唯物論」」60P

<因果性概念>の弁証法的転換69P

近代唯物論の止揚67-70P

利潤と剰余価値82P

価値イデオロギーと価格イデオロギーの関係92P

弁証法的手続き118P

「『資本論』の弁証法的な上向法的叙述において統合・統一されていく概念として、戦略的に配置された二義的規定」121P

基礎づけ——掘り下げ(一下降)と上向法

「抽象的人間労働」概念規定を巡る係争史121-136P

廣松——宇野141-152P

労働価値説というのはそれなりに整合性をもった当事者意識としてあらわれてくる154P

ベイリー対ルビン・廣松

宇野のリカード孵り—物象化や上向法を押さえていない

他人のための使用価値生産——廻り途して価値が実現される220P・・・ここに廻り途の根幹、われわれのための仕事ではない労働

人類史の依存関係と三段階構図233P

自由人のアソシエーション論241-6P—時間による分配(次節と註(2)534P)—強制的なところから抜け出せない

労働—活動247P・・・今村仁司のいう仕事概念からのとらえ返し

「必要としての労働から自由な活動への転化、必然の領域から自由な領域への移行247P
“自然的時間”ではなく“社会的時間”258P

<対象化><外在化>—<物象化><形象化>267P・・・初期マルクス経哲のときとは違う概念267P

フランクリンの「労働なるもの」—「普遍労働」は「思弁的抽象」の産物、単なる名辞(唯名論的カテゴリー)268P

支配労働価値説270P

物象化の一局面としての外在化287P

ド・イデ以降は外在化Entäußerungは諸労働の総社会的諸連関における相互作用物的物象化・社会的抽象化の意味で使われている287-8P

「因果関係は、時間的前後関係を前提とする「物的実体の第一次性」をその存在条件としている」290P

「関係の動的な総体性の第一次性」ないしは「全一的運動の第一次性」という独自の世界観上の視座」291P

「商品世界においては、私的労働は直接に社会的労働としては機能しないがゆえの矛盾・分裂なのである。」301P・・・交換・貨幣を媒介にして

「廻り途」二重の意味で307P

価値と価格538P←価格による価値の媒介的・象徴的表現309P

小川弘『時間と運動』538P

時間とは運動の一種—「ものさし」の物象化539P

「運動状態の全体性」に根拠づけられた関係規定540P

宇野へ時間論を軸に批判324P

第三形態の意味358P

<物象化>とは360P・・・著者の物象化論の解説 第四章[序]全体がマルクス—廣松の物象化論の展開

物質的生産の場という人間生態学的な編成関係363P

廣松のマルクス物象化論の押さえ363P

今村仁司の第三項排除論—「社会的第三項」の排除—「第三形態」364P

「逆倒」—高次化された物象化

「第二形態」は「またはorder」であって、「そしてund」ではない368P

「各人が「抽象的人間としての諸個人」という二肢的二重性において存立する374P

三項的關係の中に二項關係376P
廣松『資本論』研究の画期点405P
交換価値から価値へ 対自から対他へ408P
連鎖式ではなく立体式412P
範式E 412P
共同性・同等性・統一性412P
等々 etc x量の商品A 414P
廣松の範式414-5P
『資本論』フランス語訳の問題415P
社会性の総体性の表現としての転倒417P
形態Ⅲで価値実体・価値量・価値形態が問題になってくる419P
「対自—対他」—「対他—対自」の弁証法420P
範式G 422P
廣松は対他的に表したとしているが、それだけでは不十分 著者の指摘する物象化の高次化431P
価値形態論の核心 Fを媒介にしたG 432P
価値形態論のまとめ5つ432P
王と臣下の弁証法(ヘーゲル)435P
第三項排除論438P
廣松を超えようとする論攷—三項關係は、交換過程論でなく価値形態論ででてくる443P
第四形態は第三形態の物神化—絶対化 貨幣の物神的性格443P
商品の物神性445P
第三形態はシーズムの神(超越神)の役割と役割457P
価値→交換価値466P
疎外された物象化466P
価値表467-8P
物象化的錯視 取り違え470P
關係概念と実体概念470P
労働の二肢的二重性—四肢構造論474-5P
抽象的人間労働と抽象的な人間労働476P
位相 弁証法による高次化548P→物象化の物象化491P
疎外された物象化—高次化された物象化↑
分業からのとらえ返し490P
動態的關係概念490P
廣松の果たした成果493-5P
廣松理論の精細495-8P
廣松に対する批判—物象化という「隠れ觀念論」502P
カントの不可知論とのリンク503P
廣松物象化論はマルクス物象化論からの拡張503-508P

たわしの読書メモ・・ブログ 442

・大川正彦『マルクス—いま、コミュニズムを生きるとは?(シリーズ・哲学のエッセンス)』

日本放送出版協会 2004

これも熊野純彦さん、日山さんの本で紹介されていた本です。

若手のマルクス研究者で注目されているひとのようです。

マルクスの『経済学・哲学草稿』の評価し直しというところで、それはフェイルバッハの受苦的存在論あたりとリンクした論攷にもつながっているようです。熊野さんの倫理学あたりからのマルクスのとらえ返しともつながっているのかもしれませんが。このあたりは、廣松さんの経哲草稿やフェイルバッハ批判というところで、この本の著者と廣松さんの距離感をわたしは感じています。もともと、それだからこそ、別の視角からの切り込みとして一応押さえておくべき、新しい論攷なのだと思います。

もうひとつ、押さえておきたいのは、労働というところでの「障害者」への抑圧問題をとらえ返そうとしていることです。ただ、あまりきちんとした展開になっていません。立岩さんあたりとつながりそうですが、倫理というところに収束していて、そのことを超えてどう論を立てるかというわたしサイドの論攷から対話できたらと思ったりしていました。

さて、今回はメモをキーワード的に残しておきます。

冒頭指摘所有の正当化批判16P

私的所有—ロック批判17P

集合的身体23P

「自然主義=人間主義」26P

「占有」「保有」感覚32P

「世界を享受する感覚」33P

「受動的苦悩・受苦」33P

<食卓協働態>44P

「この本源的蓄積が経済学で演じる役割は、原罪が神学で演じる役割とほぼ同じである。」65P

「現在もなお繰り返し反復される「原罪」としての「前史」66P・・・*継続的本源的蓄積論—差別のキーワード*

「共通感覚」81P

「<働く身体と苦しみ痛む身体の二重性>」109P

「身体—機械としての身体/生命という観点にたつて、「各人はその能力に応じ、各人はその必要に応じて」の原則は、大幅に読み換えられ、読み破られてゆくことになる。なぜなら、身体がうまく働かなければ、他人の能力を借りればよいのである。」110P・・・*論がゆるい、そもそも働く—労働ということ問いかえずこと。「ただ生きているだけの存在」でも、その存在が周りに存在だけでも働きかける、それが今村仁司のいう「仕事」という意味で働くこと。*

「五人の都市」111P

たわしの読書メモ・・ブログ 443

・平田清明／山之内靖／廣松渉「[討論] マルクスは何を提起したのか」(『別冊経済セミナー マルクス死後 100 年』日本評論社 1983 所収)

熊野さんの本で紹介されていた雑誌を買ったのですが、この鼎談は、その巻頭の対談です。廣松さんの本や雑誌の対談をかなり追っかけているのですが、押さえていなかった対談、「瓢箪から駒のような」思いがけない収穫です。

当時、留目されていた3人の学者の対談、『資本論』の未完性に関する対話、市民社会論に関する対話、マルクス——フェイルバッハ関係を巡る対話、山之内靖さんの倫理の問題を廣松さんが主体の問題として階級形成論につなげ押さえ直し、同じく山之内さんの経哲評価への廣松さんの切り込みなど、司会役をやりつつ、廣松さんが内容的にリードして終わるというパターンの対談です。

この内容は多岐に渡り、注目の他の2人の学者のひとの本を読まない消化不良になるのですが、山之内靖さんの経哲評価に関しては、マルクスは『資本論』では、疎外ということばを、形容詞的に使っていても、名詞や動詞としては禁欲的にしか使っていないという指摘などでしています。17P

『ゴーター綱領批判』を巡る個体的所有規範の対話など、ひとつひとつの対話がどうつながっていくのかという、まだ対話の始まりでしかないのですが、それでも、平田さんは張さんも評価している日本のマルクス研究者の3人のひとのひとり(もう2人は廣松さんと望月さん)、ちょっと当たってみたいという思いがわいてきているのですが、・・・。

たわしの読書メモ・・ブログ 444

・『別冊経済セミナー マルクス死後 100 年』日本評論社 1983

これは、熊野さんの本で紹介されていた雑誌で、その本の中で紹介されていたのは、椎名論文、佐々木論文です。冒頭対談はひとつ前のブログにメモを残しています。いくつか興味深い論文を廣松シェーレのひとたちの論文を中心に読んでいきます。たぶん、とりあげていない論攷にこそ、わたしの知らない知識が書かれていて、雑誌の特集を全部読むことによって、そういう意味で新しい知識を得ることが多かったのですが、今や、問題点を絞って学習していく態勢になっているので、絞り込んだところの学習とメモ書きです。

高橋順一「大衆はファシズムを選んだ—1930年代ドイツ」

第一次世界大戦後のファシズムの台頭を押さえ、それが戦後処理の中での困窮と大衆の変革の意志が大きくなる中で起きたこととして押さえています。その全体的押さえの中から、ドイツのナチスの台頭にしばった論攷を展開しています。社民党のファシズムへの迎合、共産党の社会ファシズム論などの批判を展開しながら、ヨーロッパ・マルクス主義の流れを押さえています。これについては、革命史の学習の後日押さえ直します。

新島淳良「農民は革命的だった—1930年代中国と1960年代ベトナム・キューバ」

農民-プチブル規定の一面性批判

毛沢東の農民の細かい階級区分 米ビツ論

ベトナム・キューバも半プロレタリア

小谷汪之「歴史観からみたマルクス」

1840・50年代のマルクスは、資本主義の普遍化作用というところにとらわれていた
アイルランド問題から転換

ロシアのミールのとらえ返し・・ザスーリッチへの手紙の準備稿

土地所有の共有制とアジア的専制を結び付けて考えていた、それは一貫して変わらない

椎名重明「自然観からみたマルクス」

この論文が、もともとメインで買った論文です。

科学に対するマルクスの二面性

労働においても、労働過程と価値増殖という二面性、しかしそもそも労働とは何かとい
う今村論攷につながる

マルクスとエンゲルスの自然概念を巡る乖離

佐々木力「科学館からみたマルクス」

ルカーチ バナール

マルクス「私は断じてマルクス主義者ではない」

科学はマルクスの時代には特にドイツ圏では、哲学=批判・学問と重なる

デカルト マニュファクチュア時代の唯物論

生活世界と重なる自然科学

科学の搾取

今村仁司「労働観からみたマルクス」

「失われた労働」を求めて、ついには「見出された労働」へとたどりつきたいとねがう。」

「対象化的労働」・具体的有用労働—「非対象化的労働」・抽象的人間労働という中で著
者の「非対象化的労働」のとらえ返し 新しい労働の合体

非対象化的労働が抽象的人間労働の社会的必要時間ということで流された

「「自由時間」と「必要時間」(物的生産の時間)とが分裂せず相互に入れ子型にからむ形
で労働生活がモンタージュされる。」

フーリエの楽しい労働 マルクスの経哲の享受 ホモ・ルーデンス

マルクス-フーリエ対エンゲルス-サンシモンという対比の中で、エンゲルス-サンシモン
の対象化主義・生産力主義へとマルクス主義はなだれをうち、マルクス-フーリエの流れは
忘れ去られた。

湯浅尠男「共同体観からみたマルクス」

マルクス主義から離脱した共同体論。共同体論が所有史観からしかとらえられないとい
う批判。・・・そもそも今の社会が私有財産制という矛盾が根幹にあるというところから、
共同体論をとらえ返そうとしたのでは？ もう一度読み直したい—

山本啓「国家観からみたマルクス」

エンゲルスは最後まで西欧中心主義—先進国革命論から抜け出せなかった マルクスは
抜け出そうとしていた

国家の幻想性への労働者の国民としてのとりこまれ

「マルクスとエンゲルスの理論のオウムがえしではもはや十分ではない

吉田憲夫「マルクスの社会主義像」

前衛—大衆関係の否定

「無数の偶然事」の「相互作用」

経済主義的決定論批判へ

理念を描いて実践することではない

菊地昌典「レーニンとスターリン—マルクス主義の継承と後進国社会主義の教訓—」

レーニンの性急な階級文化論のいましめ—経済革命と文化革命にはほとんど手をつけな
いままに終わった。二段階革命論的になってしまった。「レーニンは、社会変革の主体とし
ての労働者をとらえ、スターリンは、物質的刺激により働かせる客体としての労働者をと
らえた。」レーニンは世界革命の中のロシア革命ということを追求めた。

スターリンの生産力主義、国有化で社会主義の完成を宣言。社会変革の核心としての民
主主義をとらえなかつた。破壊への恐怖と人民へ不信。

著者のまとめ「重要なことは、マルクスの社会主義理論を発展途上国社会主義の現実の
なかで発展させ、あらたな社会主義理論の構築をおこたってきたわれわれこそ、その責任
はあると自覚することである。」

高橋馨「トロツキーとロシアの革命家—永続革命論と二段階革命論—」

マルクスの変遷。『党宣言』ブルジョア革命を経る二段階革命論から「呼びかけ」で小ブ
ルに可能性を見出そうとし(シャッパー—のマルクス批判)、さらにそれを修正、1958年の
エンゲルスへの書簡とザスーリッチへの手紙の下書き「すべてはそれがおかれている歴史
的環境に依存する」でいろいろな可能性を考えた。トロツキーの永続革命論における直接
政権奪取の可能性、トロツキーの一時的なブレ「政治的書簡」。パルヴスのトロツキーへの
影響「(パルヴスのマルクス/エンゲルスの政治活動の指導理念のとらえ返し)各歴史的辞
典において、社会革命へ向けての可能な最大限の政治変革を達成することである。」レー
ニンの労農独裁は結局二段階的。「マルクスはさまざまな顔をもって彼ら(ロシアの革命家)の
前に現れた」「彼らはロシア社会の運動コースに適する顔をマルクスの中に見出しえず、そ
れを修正して、ロシアの土壤に適した像を創り出したが、それは表面的には修正だったが、
本質においてマルクスの核心への到達だったのだ。」

二段階革命論のコミンテルンということを通した、続く革命への押しつけになった。

ロシアの革命家たちのその後を追う作業の必要性を著者は提起して、論攷を終えています。

**伊藤成彦「ローザ・ルクセンブルクとベルンシュタイン—現代に生きる「社会改良か革
命か？」—」**

当時1970年代後半、ドイツの社会民主党においてベルンシュタインのとらえ返しが、進ん
でいるとして、ベルンシュタインをこの著者も、ローザの批判も含めてとらえ返そうとして
います。ローザのパンフレット「社会改良か革命か？」は、「ベルンシュタインの主張に向け
て突きつけた言葉であつた。ベルンシュタインは結局、この両者を二者択一の関係におい
て、「革命」の放棄を主張している、とローザ・ルクセンブルクは考えたからである。」

ローザのベルンシュタイン批判を6点挙げています。・・・極めて的確で、著者がベルンシ
ュタインをどうとらえているのか、その批判の立ち位置がいま一步不明確です。

山崎カヲル「ファノンとゲバラ—〈第三世界主義〉の理論化として、実践家として—」

西洋中心主義批判は逆にマルクス主義を豊かにする—後期マルクス

ヌーヴォー・フィロゾフ

スルタン・ガリエフの〈第三世界主義〉

三人(中国の李大釗、ペルーのホセ・カルロス・マリアーテギ、インドネシアのタン・マラッカ)の「彼らのマルクス主義」の「私たちのマルクス主義」への突きつけ

ファノンの「植民地状況」—「資本主義と社会主義の共存・共犯関係」

ゲバラは労働は物質的刺激ではなく、集団的・精神的刺激が中心であるべきと主張

「彼らの提示した諸問題を私たちに向けられたものとして考え、常に彼らの発言に立ち帰って、私たちの思想のあり方が、意図せずにせよ、自民族中心主義になりかねないことをチェックすべきであろう」

たわしの読書メモ・・ブログ 445

・林望『習近平の中国——百年の夢と現実 (岩波新書)』岩波書店 2017

これは、書店の店頭で見つけた本。中国の政治情況がつかめていないので、押さえておきたいと買い求めている、ちょっと積ん読していて、読書計画の中で少し間ができたので挟み込み読んだ本です。

あまり、深く分析はしていませんが、政治情況をつかむのに役に立つ本です。

切り抜きの中のメモで、少し中国の「社会主義革命」に対するわたしの思いも書いてみます。

中国共産党の組織図11P

習の総書記就任の際の重要講話24-25P

トクディティスの畏「既存の大国が勃興してくる国に抱く過剰な脅威と疑念が、双方の衝突を避けたいものにするという摂理」49P

1章2節 海への野心 一国社会主義の陥った覇権主義と中華思想のリンク

南シナ海の島々と九段線63P

「中国国恥地図」67P

1章3節 日本との摩擦 官僚も含んだ靖国参拝、「侵略の定義は学者に任せる」、首相も先頭にいた過去の侵略と植民地支配の反省のない発言・・・政権与党でそのような発言をするものは除名にすべき

「国家全体が一つの目標に突き進んできた危うさ」104P

「今の中国では、立ち止まった瞬間に淘汰される」107P・・・まさに資本主義的競争原理と同じ内容

鄧小平「先富論」113P・・・経済が資本主義、イデオロギーが社会主義という矛盾で唯物史観的なとらえ返しとして、イデオロギー的に維持できるのか？腐敗の根源はここであり、民主主義をさておき、規律や管理支配強化では解決できない。

第2章2節土地の経営権の移転

「カラー革命」から民衆の運動への警戒131-2P

黙して従え155P

歴代総書記159P

習人脈194P

たわしの読書メモ・・ブログ 446

・渡辺恭彦『廣松渉の思想』みすず書房 2018

この著者は30代の若手の研究者です。廣松さんと同時代的に影響し合ったひとを廣松シェーレの第一世代とすれば、廣松さんが論形成していく過程に、直接指導を受けたひと、自らが論形成していく最中で廣松理論を学習しながら自らの論を形成していったひとたちを第二世代とし、もう、廣松さんが亡くなった後に、廣松理論学習していくひとを第三世代ということができると思います。

第二世代の小林昌人さんは岩波文庫の新版『ドイツ・イデオロギー』の廣松さんとの共同編集者で、廣松さんを追いかけていて、著作集に廣松さんの著作・掲載論文などを書いています。廣松理論の文献的紹介者なのですが、この著者も、この本の中で、廣松理論形成の流れを、ジャンルごとに、かなりくわしく書いています。今後廣松理論を研究していくひとのための手引き書になっていくと思います。この「手引き書」の特徴は、第三世代という立場から、廣松理論に対する批判や対話の文献も紹介してくれています。

わたしは、どちらかという第二世代ですが、そもそも基礎学習もちゃんとしないままに、しかもシェーレのひとたちは本の中でしか接触はなく、ポツンとひとり外れて学習をしてきて、しかも、最近になって読書メモなど書き始めているのですが、廣松学習のまただ中では、メモは本の欄外などに書き込みしていた程度です。第二世代と名乗ること自体が大風呂敷と批判されることも知れませんが、末端で廣松理論を学習しつつ、援用しつつそれなりにオリジナリティをもった論形成をしているつもりなのです。まだ、誰とも、そのようなところで対話さえもできていないのですが。やはり、大風呂敷です。

他の課題を抱えていて、もう一度廣松学習に帰れるかどうか、しかも、本を読める情況、文が書ける状態で老い得るかどうか、何か絶望的な思いに駆られるのですが、この著も利用させてもらいながら、廣松理論、そして廣松理論の対話者と対話し、廣松理論を広めていくこと、そしてこれも大風呂敷のたぐいですが、深化していくことの一翼を担いたいなどと思っています。

さて、この著との細かいところの対話は、いつものように抜き書きメモを残しますが、わたしの廣松理論との対話で、ほぼ、全面的に共鳴的吸収、そして共鳴しているのですが、いくつか、ひっかかるところを項目的に簡単に書き置きます。後日、「反差別原論への序説」あたりで展開します。

まず、1994年3月16日朝日新聞夕刊に掲載された「東北アジアを歴史の主役に」という論文。これについては、わたしが本を出版した際、それに連動して『情況』に掲載させてもらった論文です。すでに触れていたのですが、反差別という観点の希薄さから書かれているのではないかという批判。

もうひとつは、プロ独なり、マルクスレーニン主義、そして前衛党論などをこの著者は、晩年まで継承していたとしているのですが、そのことを検証しつつ、わたしの左翼活

動の総括的なこととして改めて考え直したいと思っています。

最後にもうひとつ、廣松さんの論の行き着く先を、著者は人倫のその最高位としての「正義論」としているのですが、この著者もそれは廣松理論にとって、外的なところから来ているというような指摘もしているのですが、そのあたりのこの著者の押さえ方の検証と、もし、廣松さんに人倫というところからの展開があるとしたら、わたしの反差別論で展開した倫理主義批判という視角から対話してみようと思っています。そもそも唯物史観的なところから、倫理主義のようなことは出てこないのではと思います。わたしは「ひとは倫理で動かない利害を巡って動くのだ」と唯物史観の簡略的な押さえをしています。その利害をどこに見ていくのかということこそが問題になるのです。前の項で書いた前衛党論も、正義ということ掲げたインテリゲンチヤの党という論理につながっていくのですが、わたしは運動への投企の動因は正義論でなくて反差別論ではないかと押さえています。被差別民衆(これはサバルタンという概念ともつながり、ネグリ／ハートの概念で言えば、マルチチュードにつながるのですが)こそが前衛であり、党というものが必要とすれば、それは後衛党になるのではと。このあたりのこと、反差別原論の中の別稿になりますが、改めて展開します。

さて、抜き書き、後で読み返さねばと思いながら読んでいたので、あまりきちんとしたメモになっていません。廣松批判と対話を中心にメモを残します。

名大紛争31P→カッコをつけること

ド・イデ編集問題本文44P・・・註310P(15)平子批判

本来の姿45P→これもカッコをつけること

廣松理論の綻び51P・・・？疎外論の問題「経・哲では疎外から分業、私有財産を説明、ド・イデでは分業から、疎外、私有財産を説明」←経・哲と同時期の「ミル評註」で、すでに「分業から、疎外、私有財産を説明」・・・註311P(34)佐々木隆治指摘グルントリッセでも疎外論がある→チェックしなめます。

田畑批判註312P「廣松の「物象化」論の特徴は、マルクス「物象化」概念に流れ込んでいる「疎外論」的モチーフ、たとえば「人格の物件化」といった主題を事実上カットしてしまう点にある」・・・？

<外>63P・・・？

「戦後日本において物象化論を広く定着させたのは、廣松渉」64P・・・近年の物象化論の動向註313P(1)

廣松の自己否定の論理→全共闘の自己否定の論理や連合赤軍の「総括」問題につながる64P→さらに中国の唯物史観なき文化革命も

廣松の物象化論のモチーフはデュルケムから64P・・・石塚の指摘註314P(3)

浅見の役割行為66P註314P(4)

廣松物象化論との対話66-7P・・・註314P(4)～(9)

『資本論』を物象化論から読み解く課題68P

疎外論と物象化論の混同は、物象化概念を「主体—客体」図式の枠内でとらえてしまうから72P

ルカーチも主体と客体を分けて分析している、廣松の物象化論はルカーチ経由ではない

72P・・・註316P(13)デュルケーム

『資本論』を巡る物神性をめぐる議論76P・・・廣松の宇野批判の水谷の評価註316P(17)
この自己運動する実体=主体79P・・・？

宇野一久留間論争89-91P・・・廣松の弁証法的押さえ90P・・・アリストテレス91P

廣松四肢構造論からの押さえ91-92P

今村第三項排除論93P・・・非対称性と動的・・・著者の廣松には非対称性がなく静観的
との批判93-4P・・・註318P(48)廣松には「命懸けの飛躍」や「一瞬の亀裂」への視線が希
薄との批判、内田の「第二形態と第三形態」が共軛的との廣松の指摘への批判・・・これ
らのことへの著者の「当事主体のモーメントは後景にしりぞいている」ことからする反批
判95P

「廣松が言語の考察を『資本論』になぞらえている。」120P

丸山、見分け、言分け120P

「俗流“構造主義”を超える鍵としては、役割論的な協働の編制に立脚した動態的な物象化
論」134P

知覚相、情緒相、融合相—三項図式に対応144P

役割理論の二つの立場を理論的に統合168P

「役割」を「地位—役柄」に先行させる168P

キヴィタスとスタトゥス172P

言語ゲームモデルではなく、役割理論モデル184P

威力—権力—権威188P・・・註331P(45)柴田の廣松国家論への批判

国家のとらえ方190P・・・註332P(54)柄谷の国家論

竹内と廣松の近代の超克論を巡る比較203P・・・日本と中国の関係を押さえた竹内と哲
学内容を押さえてテキスト・クリティークした廣松

三木のマルクス解釈への異論を抜きにした批判211P・・・著者の三木擁護におけるマル
クス解釈の疑問

三木の全体主義批判の欠落214P

著者の分業批判の弱さ215P・・・グローバルゼーションへのネグリ／ハートのとらえ方
と同じ論理

「廣松は、社会制度的体制の変革を志向する実践を基礎づけるために、人倫的諸価値の
うち「正義」を最高位に据えている」221P←著者の疑問・・・生存の闘いとして利害的普
遍としての対等を求める関係性の変革

「廣松によれば、近代資本主義社会において人々の意識は物象化に染め上げられてい
るという。そして、商品社会に生きる主体が物象化された意識を払拭するには、組み込まれ
ている生産場面において役割行為を遂行することが不可欠であると主張した。」222P・・・
むしろルーティン化された行動の中で、ますます組み込まれていくのではないか←貨幣の
使用と同じように、「自立」をどうかちとるかの問題

三木の分業論から協同論へ至ることへの批判222P

「廣松が目指した社会とは、全体性へと個が取り込まれていくものではなく、人々が共
同体の総体的な志向を自覚しつつも、それぞれはマイクロ次元での役割行動を行っている社

会」 223P

〈人倫—正義〉倫理主義225P ←反差別

「廣松は人間の営みによって展開するものとして歴史を捉えている」 234P

不破JCP⇔廣松のプロ独を巡る論争268-272P

「廣松哲学を貫くモチーフとして「内在的超越」」 279P・・・吉本の「自立」

「「四肢構造論」を「事」と名づけ」 284P・・・？四肢構造論自体が実体主義に妥協した過渡的な論理

「相待的依他起生性」—関係性の第一次性293P

非対称性が構造変動を生み出す293P

原因—結果という因果論や決定論を超える函数的連関・・・偶然と必然の統一293P

「真理や価値判断を支えているのが四肢構造論であり、この構造自体は単一のものである」 295P・・・四肢構造論自体が実体主義から抜け出せない仮説

「パラダイムを越えた次元に「正義」といった抽象的原理を据えたのは、これまでの廣松の思考展開にそぐわない。それは、パラダイム外部の論理を持ち込んでいるからである。」 297P

「「通用的価値」を超出する価値として「妥当的価値」を位置づけた。廣松自身が、「妥当的価値」を主張する立場を「少数異端的」としているから、それは、旧来のことばでいえば前衛とってよいだろう」 298P・・・正義論からする前衛

「正義ということばを、字義通りの意味で捉えてはならないだろう。そうではなく、ここではない〈外〉がありうるということを示し、われわれがいかに為すべきかを問いかけるもの。そうしたものとして、廣松は正義ということばを残したのである。」 299P・・・〈外〉なのか「内在的超越」ではなかったのか、正義—〈外〉からの前衛党論になっている。

「反—情報・コミュニケーション障害」コーナー(14)

「ろう文化宣言」を障害問題からとらえ返す

はじめに

今、国レベルでの手話言語法、情報コミュニケーション法の制定運動、そして地方自治体レベルでの条例制定運動がすすんでいます。手話言語法の法案が出され、そしてそれなりに対話も為されています。ところが、どうも話がかみあっていないのです（註 1）。そもそも、出発点は 1995 年 3 月に出された『現代思想』のサイド特集の中に挟まれた「ろう文化宣言」とその一年後に出された『現代思想』臨時増刊「ろう文化」という雑誌での議論です。そのときのインパクトは大きく、正負の反応がありました。わたしも最初のときに文を書き、著者の木村さんに届けました（註 2）。その 5 年後にハーラン・レイン／石村多聞訳『聾の経験—18 世紀における手話の「発見」』東京電機大学出版局 2000 所収で「ろう文化宣言以後」という文ができました。「以後」を読んだときも、同じく郵送で対話文を送りました（註 3）。その後の論争、どうなったかは分かりません。たぶん、わたしの見てい

ないところでの議論もあったと思います。わたしは、全日本ろうあ連盟(以下、全日ろう連と略します)の機関紙をとり続けています。その目的のひとつは、全日ろう連が「ろう文化宣言」との対話をどう進めているのかを押さえておきたいという思いがあったからです。一応目を通していたのですが、どこまできちんと押さえているか自信がありません。わたしが押さえているのひとつは、2003年日弁連に出された、ろう児をもつ親から出された人権救済の申し立てが、まさに「ろう文化宣言」の趣旨の沿ったもので、それに対して、全日ろう連の機関紙に批判の文が載っていました(註4)。そして今回2018年4月の全日ろう連の機関紙に載った副理事長の小中署名論文です。わたしは、これは要するに「手話はひとつ」ということを主張しているのですが、そもそも「ろう文化宣言」がなぜ出されたのか、そしてそのことがどういう意味をもっているのかをおさえていないと感じざるをえません。

「ろう文化宣言」との対話を試みた当時、言葉の使い方自体がわたし自身紆余曲折していたのですが、そのこともまとめつつ、そして、「宣言」が出た当時はまだ「障害の社会モデル」を巡る議論もあまり為されていなかったのですが、そのことを整理をしようとしてきたわたし自身の立場から、3度目の提起です。繰り返し書いていますが、「障害者運動」には、当事者主体の原則があり、そのことを踏み外していると批判されることは承知しつつ、けれども、「ひとは音声言語で一定の流暢性をもって話すものだ」というところの言語規範で差別される「言語障害者=吃音者」の立場があります。いわゆる、コミュニケーション障害がある、被っているという立場での共通性をいくらかは共有しています。また、将来音声言語を捨てるという選択をしても生き得る社会を求めるところで(そのことが「吃音者」への抑圧を軽くするということにおいて)、勿論当事者性でかなりずれてはいるのですが、一定の当事者性ももっている立場で書き置きたいと思います。

「ろう文化宣言」の意義と意味

改めて、「ろう文化宣言」の意義と意味ということ、すでに何回も書いているのですが、もう一度押さえておきます。

いろいろ表現がなされていますが、まとめると「ろう者の問題は、障害問題というよりも、むしろ少数言語使用者という民族問題である」という規定になります。民族問題でのマイノリティ言語使用者としての被差別の問題で、この今の社会の法体系の枠組みで論じれば、いわゆる「言語権」の問題として、そこから、情報・コミュニケーション保障を求めていくという途を切り開いた意義は大きかったと思います。(註5)

もうひとつは日本手話を「日本語」(日本音声言語一書記言語、以下「日本語」と表す(註6))とは別の言語体系、「独自の言語体系を有する言語」(全日ろう連のホームページの「日本手話言語法案」の「定義」第2条)としたことです。そのためには、一般に対応手話といわれていることと日本手話をはっきり分けたことです。分けないと、対応手話には「日本語」とは別の言語体系、独自の言語体系を有する、独自の文法をもった対等な言語である」というような規定が使えないからです。ですが、今一般に使われている「対応手話」ということばを使わないで、「手指日本語」という言葉を使い、さらに手指日本語は手話ではないという突き出しもしたために(註7)、その対応手話使用者、「中途失聴者・難聴者」と聴者から反発を招きました。

そして、もうひとつ押さえておくことは、声を出しながら手話表現、シムコムをすると、どちらかが、あるいは両方とも不完全な言語になるということです。これは当時陥っていた手話学習での混乱を整理するのに役立つことだったはずですが（註8）。

「ろう文化宣言」を巡る混乱

「ろう文化宣言」を出した当事者がどこまで、この「ろう文化宣言」を深化し得たのかということに関しては、わたし自身の対話を試みた論攷を参考にして下さい。

更に混乱をもたらしたのは、「ろう文化宣言」を出した当事者たちは「ろう者は政治がきらいだ」とか言って、現実的な運動としては、啓蒙と日本手話の普及運動に集中していきました。

政治的に要求闘争を積み重ねていた全日ろう連は、大きな団体でどこまでまとまった意見として集約していったかということでは、人権救済の申し立てでの機関紙に載せた論文がありますが、これもすでにHPからは消しています。その他、長年理事長を務めた高田英一さんの「ろう文化宣言」に対するコメントがあります。「手話はひとつ」とか、「フォーマルな手話とコミュニケーション手話」という突き出しや「手話は語彙が少ないから新しい手話作りを」という動きがあります（註9）。とても、「ろう文化宣言」の意味と意義を押さえているとは思えないのです。あまりにも少ない語彙では言語として確立されないかもしれませんが、言語として定立したときには、「語彙が少ない」というのは、「シンプル イズ ビューティフル」などという文化の問題も含め、どちらが優れているとかいう比較は言語論的にはありえないのではないのでしょうか？

「ろう文化宣言の深化」への提起

ただ、そもそも「障害とは何か」「民族とは何か」という定義なしに、障害、民族というところから、ろう者の定義をしようとしても意味がありません。ろう者の間から、ずーっと、「わたしたちは障害者ではない」ということば出ていました。ですが、他の「障害者」からも同じようなことばは出ていたのです。今日的にまとめれば、「わたしたちは障害の医学モデルを批判してるから、医学モデル的な意味で、「障害者」規定されることを拒否する」ということだと思えます。言語権の問題として、少数言語使用者という表現があります。言語的マイノリティという言い方もされています。ただ、マイノリティという言い方をしたときには、当然「マイノリティの権利」という概念がついてくるのですが、少数ということばは、直接「権利」（註10）ということにつながりません。数が少ないから仕方がないという論理に屈服する側面があるからです。

医学モデルから「社会モデル」さらには関係モデルということを出したところで、そもそも、なぜこのような差別が起きているのかをおさえおかねばなりません。福祉の切り捨ての状況の中で、なぜ、それを許してしまっているのかということを押さえ、そのような状況に対峙し得る、きちんと運動を起こしていく必要があるのだと思うのです。

今、何が必要なのか？

今、全日ろう連は手話言語法を巡って動いています。これは、手話通訳の派遣制度や公的な手話講習会などの制度がないところでは、意味があると思うのですが、「手話は言語」ということは「障害者権利条約」に既に書かれていて、批准の動きの中の法整備で、「障害者基本法」、「障害者差別解消法」でも「手話は言語」ということは書かれていて、なぜ、

言語法が必要なのかということが出て来ません。それは、案から更に突き出していく、「独自の言語、独立した言語、対等な言語」ということであれば、対応手話と日本手話を分けねばなりません。いろいろな手話があるということで、手話の多様性を主張するならば、現実的にどういう言語保障をするのかという議論が必要になります。言語法制定運動を進めようとするならば、そのこときちんと整理しないと、とても意味ある法律は作れません。

早急に議論をして意見がまとめるのでしょうか？

わたしそれよりも、情報・コミュニケーション保障法の運動を先行させるということがあるし、そもそも、「障害者の権利条約」を巡って、「手話は言語」という規定をしている中で、参政権の問題が希薄になっているのです。長年、政治と宗教関係では手話通訳の派遣はしないという規定があります。これを先になんとかすべきことではないかと思います。そもそも、政治からろう者が疎外されている。他の「障害者」との連帯も希薄であるという事の中で、他の「障害者」とのつながりを求め情報コミュニケーション法の制定運動を先行させる意味も大きいのだと思います。

兎に角、先に提起したように、「ろう文化宣言」との対話と議論の深化が、今必要になっているのだと思います。

註

1.全日ろう連の機関紙『日本聴力障害新聞』（以下、「日聴紙」と略します）の2018年4月号5月号に小中 栄一（一般財団法人全日本ろうあ連盟副理事長）「「日本語と日本手話 一相克の歴史と共生に向けて 一」に対して」2018が載りました。これは今はHPから探し得ません(わたしの探し方の問題があるのかもしれませんが)。これに関しては、『反障害通信』70号でわたしの読書メモを書いています。ブログ 439。

「通信」の一覧は <http://www.taica.info/kh.html>

2.「ろう者の問題＝民族問題??」 <http://www.taica.info/rmmm1.pdf>

3.「「ろう文化宣言以後」の以後」 <http://www.taica.info/rbsii1.pdf>

4.これもすでに全日ろう連のホームページから探せません。

脇中 起余子『聴覚障害教育 これまでとこれから:コミュニケーション論争・9歳の壁・障害認識を中心に』北大路書房 2009に掲載

5.ところが、「ろう文化宣言」を出した当事者は講演会などで、「ろう者は政治が嫌い」だとか言って(個人的なことを書けば、わたしも政治が嫌いですが、必要だから、政治を否定するための政治をやっています)、その保障を求める政治的な活動を引っ張ろうとせず、ただ日本手話の普及運動に埋没してしまったようです。

6.「日本手話と日本語」と並列した表記をしているひが多いのですが、その国で使用されている言語というときの国語には、ろう者のコミュニティが形成されネイティブな手話が確立されているときには、手話と音声言語—書記言語があります。そのような意味で日本音声言語—書記言語を、国語という意味での日本語と区別して、日本音声言語—書記言語とちゃんと書くか、省略形として「日本語」と書くようにします。これは言語法制定運動するときの基本的表記の仕方だとも思います。

7.手話の語彙を使っているので、「手話ではない」とまでいうと語弊があるので、「独自の言

語体系をもった言語ではないという意味で、日本手話とは違う」ということなのですむ話です。

8.完璧なシムコムというようないうことが、高田英一『手話からみた言語の起源（手話の秘密シリーズ 1）』文理閣 2013 の中で書かれているのですが、口話主義の限界といわれていることと同じ轍を踏むことではないかと思うのです。言語は特定のひとだけができるようなところで、成立しないのではと思います。

9.「手話は語彙が少ない」という聴者の発言を批判していたのですが、そもそも日本手話研究所の新しい手話作りで、「手話は語彙が少ない」という、言語論的にありえない論理にとられていたようです。註(8)高田論文(『反障害通信』70号、読書メモ ブログ 440)

10.わたしは人権論も批判する必要があると思いますが、とりあえず法的な議論をするときは必要になるので、使っています。わたしの障害問題での掘り下げた論攷は三村洋明『反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために—』世界書院 2010

(編集後記)

◆発刊を早める予定が、読書計画になかった手話関係の学習を急遽挟んだ関係で遅れてしまいました。ほんの少しだけ早めただけになりました。

◆「巻頭言」は、今のあまりにもひどい政治的情況の中で、情報・コミュニケーション保障を考え動いていた立場からの論攷です。

◆「読書メモ」は、いろいろ錯綜していますが、今読み始めている張一兵さんの本を読み終えたところで、マルクス学習から少し離れて、運動の総括のための歴史を押さえる作業をします。障害学批判が気になっているのですが、今少し、寄り道というか、実は運動の総括から反差別論につながるこちらが本道、核心になるかもしれません。

◆巻末論攷は、読書メモでとりあげた関係の論攷につながり「ろう文化宣言」との対話第三弾。まとめ的にしようとした文です。どうして議論が深まっていかないのか、この文をもう少し整理して届けて、それで手話関係のわたしの論攷は終わるのではないかと考えています。

◆わたしの本を出してもらった出版社の社長が亡くなりました。わたしが論形成していく導きの理論家・廣松渉さんゆかりの出版社関係ということで、プレゼンテーションして『反障害原論』を出してもらいました。編集長をされていた雑誌『情況』にも、その本につながる論攷を載せてもらいました。運動に対する思いのようなことも、いくらか話をしていました。一体どういう経歴のひとかも知らないまま話していたのですが、先日追悼集会有り、そのひとの経歴と熱い思いを知ることができました。わたしはすべてに「遅れて来た」ひとで、運動的などころになかなか開いて行かないというところで、きっと呆れられていたのだと思います。少し位相はずれつつも、変革の思いを少しでも受け継いで動いていこうと思っています。合掌。

その元社長の追悼集会で、山本義隆さんの講演がありました。彼は全共闘運動について語ることを封印しているという話があったのですが、追悼の思いからか、たぶん初めて、いろいろ語っていました。民衆的な運動のイメージがいくらか重なり、あらためていろいろ

る考えが拡がり、少しは深まったのだと思います。死を介した一期一会大切にしたいと思っています。

反障害—反差別研究会

■ 会の方針

「障害とは何か」というところでの議論の混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げています。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この会でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成のためにあります。会としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていきました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返しなが、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会をかえようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論していきたいと考えていきます。

■ 連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>